

猫

への

エサやり

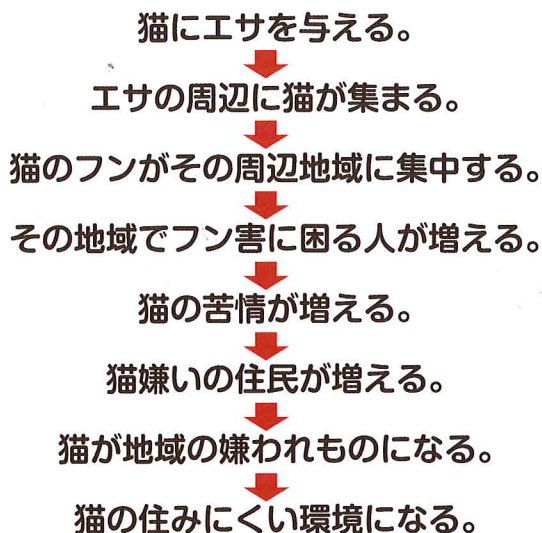


責任を持ちましょう

エサを与えることで、あなたにはその猫の命に対する責任が生まれています。地域のみなさんの理解は得られていますか？

地域全体の意思統一なしに、地域の住民に迷惑をかけてまで、猫にエサをやっていいものではありません。

猫にエサを与えるなら、フンの管理（トイレ設置・清掃）、置きエサをしない、これ以上子猫が増えないように避妊去勢手術をする、などの愛情をかけなくてははいけません。



猫が地域で嫌われものにならないためにも、悪循環を断ち切りましょう。

地域猫とは

「所有者のいない猫」のうち、地域住民の合意が得られたルールに基づき、複数の地域住民たちの協力によって世話や管理されている特定の猫のことです。

■ 地域猫を実施するには

町内会・地元市町村への説明

↓
地域住民への理解・合意形成

- 猫トイレの設置・管理やフンの清掃体制を整える
- 置きエサをしない
- 避妊去勢手術を実施し、一代限りを条件とする
- 地域猫活動で生じた問題の解決

↓
猫を室内飼育できるような飼い主を探す活動



■ 活動実施には、地域でのコミュニケーションが大切です。

■ 活動実施者は、活動により生じた問題への対応や責任をもつことが重要です。

猫は室内で飼いましょう

室内飼育は、地域に迷惑をかけないばかりではなく、交通事故や迷子にならないなどの多くの利点があります。

外飼いの猫はこんな危険な目にさらされています。

1 交通事故に遭う

ご存じですか、むごい現実

(平成25年度京都府域 市町村廃棄物処理等統計データより)

交通事故などで死亡する猫の推計頭数



産み落としなど所有者不明の猫の引取依頼数

558匹

(保健所に引き取られる飼えなくなった猫の頭数)

658匹



2 猫が感染症にかかる。

3 ノミ・ダニを持って帰る。

4 望まない子猫ができています。

5 行方不明になる。



猫の苦情の実態

たくさんの住民の方が猫によって迷惑しています。

市町村や保健所には、猫による苦情が多く寄せられています。

地域住民が困り果てて、悲痛な声もあります。



主な苦情内容

- 庭や公園にフンが放置され不衛生
- フン尿の悪臭で窓が開けられない。
- 無責任なエサやりをしている。
- 車を傷つけられる。
- 困っているから捕獲してほしい。(保健所では捕獲しておりません。)
- ネコノミに刺されてかゆい。

こうすれば室内だけで猫が暮らせる

1

立体的な運動ができる場所を設ける

高い場所によじ登る行動は、猫のエネルギー発散になるので、安全で、立体的な運動ができる場所を確保します。また、猫が遊べるような道具を与えたり、外を眺める場所を設けるなどして気を紛らわせることも必要です。

2

トイレのトレーニングをする

子猫の時は、浅いプラスチックトレーを代用し、大きくなれば市販の猫用トイレを使うと便利です。環境の変化などで、「そそう」をする場合があるので、トイレはいつも清潔にしましょう。

4

避妊・去勢手術をする

避妊・去勢手術の効果

おす	<ul style="list-style-type: none">▪ 性格が穏やかになる▪ 尿スプレーをほとんどしなくなる
めす	<ul style="list-style-type: none">▪ 望まない妊娠を防ぐ▪ 異常な鳴き声などの発情行動がなくなる

※避妊・去勢手術については、動物病院でご相談ください。

3

名札・マイクロチップをつける

屋外に出てしまったことを考えて、名札やマイクロチップを装着しましょう。

猫から人に感染する病気

猫から人に感染する病気が知られています。猫とは節度を持った付き合い方をしましょう。また、ひっかかれた後やフン等の清掃後はしっかり手を洗いましょう。

例 **猫ひっかき病** 猫のひっかき傷、咬傷により感染する細菌の感染症です。

トキソプラズマ 寄生虫が原因の感染症です。感染した猫のフンに含まれるトキソプラズマを何かの拍子に口に入れることで人に感染します。

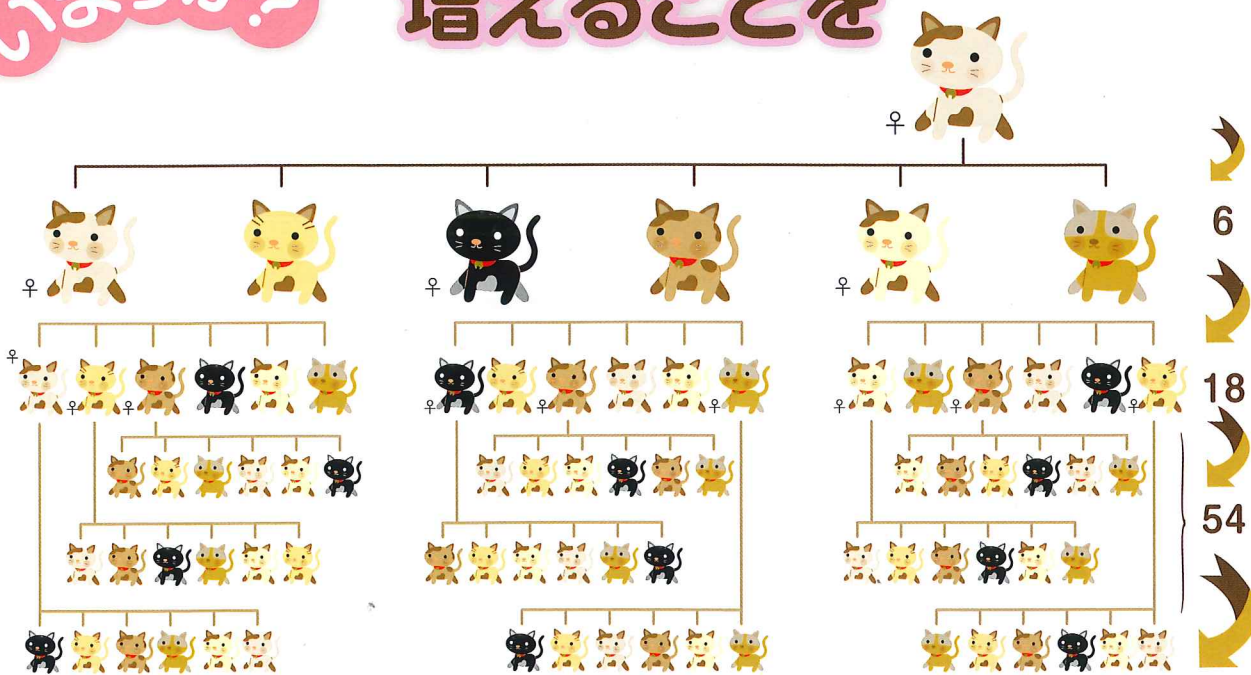
真菌症 原因の皮膚糸状菌はカビの一種です。猫に感染する真菌の大部分は人にも感染力を持ちます。

猫回虫 猫回虫は、猫の小腸に寄生する寄生虫です。感染した猫のフンには猫回虫の虫卵が混ざって排出されます。

知っていますか?



猫がこんなに増えることを



猫が1回に6匹子猫を産み、その子猫がまた半年後には子猫を産む・・・と考えると図のように、猫は1年で79匹に増えてしまいます。

避妊去勢手術をすると

生まれない

- ★それでも、避妊去勢手術をしませんか?
- ★それでも、猫にエサだけを与えますか?

最後まで責任をもって飼いましょう



- これまで、都道府県等は犬猫の引取りを飼い主から求められた場合には、それらを引き取ってきました。しかし平成25年9月に動物愛護管理法が改正施行され、終生飼養の原則に反する引取りを拒否できるようになりました。
- 飼い主には、終生飼養の責任があります。最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。
- 自らの病気などによりどうしても飼えなくなった場合には、自分で新たな飼い主を探す、動物愛護団体に相談する等して、譲渡先を見つけるようにしましょう。
- 愛護動物をみだりに殺傷・遺棄することは犯罪です。改正動物愛護管理法により、罰則が強化されました。絶対に傷つけたり捨てたりしてはいけません。

京都府関係公所名

所在地

電話

乙訓保健所	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-933-1241
山城北保健所	611-0021	宇治市宇治若森7-6	0774-21-2912
山城南保健所	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-4302
南丹保健所	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-4754
中丹西保健所	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91	0773-22-6382
中丹東保健所	624-0906	舞鶴市倉谷村西1499	0773-75-1156
丹後保健所	627-8570	京丹后市峰山町丹波855	0772-62-1361
生活衛生課	602-8570	上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4763